

第1章 総則

この規程は、廿日市市立友和小学校で学校教育を受ける児童の人格の形成と健やかな成長を願い、小中連携を踏まえ、義務教育9年間の見通しをもった指導について、児童・保護者・教職員地域の方々が共通認識・共通理解を図るためのものである。

(目的)

第1条 この規程は、廿日市市立友和小学校の学校教育目標を達成するためのものであり、児童が自主的・自立的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。自宅を出て、自宅に帰るまでを学校の教育活動とする。

- 1 学校の始まる時刻は、朝の8時20分とする。8時15分までに登校する。
- 2 帰りの会が終わったら、運動場で遊んだりせずに、すぐに下校する。
- 3 交通のきまりを守り、決められた通学路を通る。
- 4 バスや迎えを待つときは、バス停の周りや体育館の前を走るなどの危ない行為をせず、ベンチに座って静かに待つ。
- 5 一度登校したら、無断で校外に出ない。(忘れ物を取りに帰ることはしない。)

(遅刻・欠席・早退等の届出に関すること)

第3条 遅刻・欠席・早退等の届出については、次のようにする。

- 1 体調不良等で、欠席・早退・遅刻する場合は、保護者から、兄弟姉妹や友達を通じて、届出用紙や連絡帳、オクレンジャーまたは電話で学校に連絡する。
- 2 早退する時には、必ず担任に連絡し、保護者が迎えに来ることを原則とする。
- 3 警報等の理由により、臨時に下校させる場合も、保護者が迎えに来ることを原則とする。

(校内での生活に関すること)

第4条 校内での生活については、次のことを指導する。

- 1 ろうかは右側を静かに歩く。
- 2 用がない教室に、無断で入らない。
- 3 校舎や体育館の裏側には、児童だけでは行かない。

(頭髪)

第5条 頭髪については、児童の健康や安全等を考え、次のように指導する。

- 1 学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない髪形や長さとする。
- 2 目に髪がかからないようにする。また、肩に髪がかかるような時は、ゴムで結ぶ。ゴムやヘアピンの色は、黒・紺・茶とし、華美にならないようにする。
- 3 次のような髪形にはしない。例：パーマ・染色・脱色・モヒカン・ラインを入れる・極端なかりあげ等

(服装・身だしなみに関すること)

第6条 服装・身だしなみ等については、清潔で学習にふさわしく、活動しやすいことを考え、次のように指導する。

1 標準服は次の通りとする。(別紙参照)

(1) 冬季(4月～5月, 10月～3月)

紺の通学上衣(イートン型ダブル), 白ポロシャツ又は白カッターシャツ, ブラウス

紺の半ズボンまたはスカート

(2) 夏季(6月～9月)

白ポロシャツ又は白カッターシャツ, 白ブラウス, 紺の半ズボンまたはスカート

水着: 紺色のスクール水着, 水泳帽着用(学年指定の色あり) ラッシュガードは可

※ 厳寒期に、防寒の目的のための長ズボン(色は紺・黒, ラインやワンポイントは可, ジャージなど伸縮性があり運動を妨げないもの)の着用は可とする。また, 登下校時にジャンパーなどの防寒着を標準服の上に着用してもよい。マフラー, ネックウォーマー等は校舎内では着用しない。手袋は, 外で遊ぶ時に着用してもよい。

※ ただし, 儀式的行事(始業式・終業式・修了式・卒業証書授与式)では, 標準服を着用するものとする。

※ 標準服の下に, スクールセーター, ベスト(紺・黒)着用は可とする。

2 基準日(6月1日, 10月1日)の前後2週間程度を夏服及び冬服の移行期間とする。気候の状況に応じて, 冬季・夏季の服装を調節しての着用は可とする。

3 安全のため登下校時は, 必ず黄色い帽子をかぶる。

4 校舎内では, 名札をつける。

5 シャツやブラウスはズボンやスカートの中に入れる。スカートの肩ひもをきちんと肩にかける。

6 かかとを踏まずに上ばきをはく。上ばきをはいたまま外に出ない。

(持ち物に関すること)

第7条 持ち物については, 次のように指導する。

1 学習に不要な物(遊び道具, ゲーム類, お菓子, キーホルダー, アクセサリーなど)の学校への持ち込みは禁止とする。

2 自分の持ち物, 靴, 衣類等には, 全て名前を書く。

3 次のことを禁止する。

(1) ピアス, ネックレス, 指輪, ブレスレット, ミサンガ等の装身具

(2) 口紅, マニキュアなど爪への装飾

(携帯電話, スマートフォン等に関すること)

第8条 携帯電話, スマートフォン等については, 次のように指導する。

1 携帯電話, スマートフォン等の学校への持ち込みは, 原則禁止する。

2 学校行事及び校外での学習活動(野外活動・修学旅行等)での持参は禁止する。

3 学校への持ち込み等の違反が確認された場合は, 学校が預かるとともに, 保護者に連絡し, 保護者に直接返却する。

第3章 校外での生活に関すること

(校外での生活に関すること)

第9条 校外での生活については、次のことを指導する。

- 1 外出の際は、行き先・目的・帰宅時刻等を家の人に伝えるようにする。
- 2 児童だけで、校区外に行かない。
- 3 お金の貸し借りやおごったりおごられたりをしない。
- 4 自宅以外で大人が留守の家の中では、勝手に遊ばない。
- 5 火遊びやエアガン等の危険な遊びをしない。
- 6 道路や駐車場、空き家等危険な場所で遊ばない。
- 7 家の人に無断で物の貸し借りをしない。
- 8 携帯電話や、スマートフォン、オンラインゲーム、SNS 等を使う時には、必ずお家の人と話し合っ、ルールを決めて使うようにする。

(安全に関すること)

第11条 安全については、次のように指導する。

- 1 交通ルールを守る。
- 2 1，2年生は、県道など車が多く通る道では自転車に乗らないようにする。自転車の点検を普段から十分に行い、危険な場所では、絶対に乗らないようにする。
- 3 川や池、海等、危険な場所へは、児童だけでは行かず、必ず大人の人と行くようにする。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

第12条 「社会で許されないことは、学校においても許されない」との認識に基づき、児童が校内及び校外で次のような問題行動を起こした場合で、学校長が教育上必要と認める際は、特別な指導を行う。

「特別な指導」は、起こした行動を児童自らが振り返り、その原因や問題性に気付き、今後どのように行動すればよいか等を考えさせ、よりよい学校生活を送れるようにしていくことを目的とする。また、必要に応じて関係機関（教育委員会、児童相談所、警察等）と連携を図る。

指導	問題行動	指導内容と方法
1	学校のきまりの違反 ・服装（シャツが出ている、靴のかかとを踏んでいる等） ・授業妨害、エスケープ ・暴力、暴言 ・不要物持ち込み ・頭髮違反 ・携帯電話持ち込み ・その他学校長が教育上指導を必要とすると判断した行為	① その場で指導をする。 ② 指導に従わないなどの指導無視及び暴言などがあった場合は、別室で「特別な指導」をする。 ③ 「特別な指導」をした場合は、保護者に連絡をする。 「特別な指導」は別室で行動のまちがいを認識させる指導（振り返り作文、説論、ソーシャルスキルトレーニング、奉仕活動など）や教科指導を行う。 期間は、状況や発達段階を考慮し、1時間～3日程度とする。
2	いじめに関すること 組織的、継続的な指導が必要な状況にあるもの	① 別室で事実確認をする。事実確認後、必要な場合は、「特別な指導」をする。 ② 保護者と連携をとり、必要があれば、保護者同席のもと指導をする。何がいけなかったのか分かった後、相手方の意思を確認し謝罪をする。
3	法に触れる行為 ・万引き、窃盗 ・飲酒、喫煙 ・夜間徘徊 ・建造物、器物損壊 ・暴力行為、威圧、強要行為 ・危険物所持 等	③ いじめに関しては、指導してもこれらの行為をくり返す場合、関係機関と連携する。 ④ 法に触れる行為は、原則、関係機関（警察等）と連携する。

第5章 規程の周知、施行に関すること

(規程の周知)

第13条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、学校説明会、懇談会を通して説明を行ったり、ホームページで公開したりする。

(規程の施行)

第14条 この規程は、**令和6年4月1日より施行する。**